

## 人事委員会議事録（第1754回）

### 1 開催日時

令和7年6月11日（水）10：15～11：40

### 2 開催場所

3 委員会第2会議室

### 3 会議に出席した者

|       |         |          |
|-------|---------|----------|
| 委 員   | 大久保 和 代 | 委員長      |
|       | 鈴木 尉 久  | 委 員      |
|       | 長 尾 真   | 委 員      |
| 事務局職員 | 三 宅 ゆかり | 事務局長     |
|       | 北 守 人   | 任用給与課長   |
|       | 川 崎 勝 之 | 任用給与課副課長 |

## 開 会

### 第1号議案

議事録の承認を求める件（第1753回）

人事委員会議事録（第1753回）について、審議の結果、原案どおり承認した。

### 第2号議案

審査請求の裁決の件（令和7年（不）第1号事案）

任用給与課長が、令和7年4月28日付け審査請求（令和7年（不）第1号事案）の裁決書（案）を説明し、審議の結果、原案どおり裁決した。

### 第3号議案

審査請求の受理及び審査長の指名の件（令和7年（不）第2号事案）

任用給与課長が、令和7年6月6日付けで審査請求を受理するとともに、鈴木尉久委員を審査長として指名することを説明し、審議の結果、原案どおり決定した。

### 第4号議案

県の事業場に係る労働基準法別表第1各号の適用区分決定の件

任用給与課長が、標記適用区分の内容等を説明し、審議の結果、原案どおり決定した。

## 第5号議案

### 事務系職種（大卒程度・早期SPI枠）採用試験最終合格者決定の件

任用給与課長が、標記試験の実施状況、合格基準及び合格発表日（6月13日）等を説明した後、同試験の合格者（案）を諮り、審議の結果、原案どおり決定した。

（委員）

合格者に辞退されないように、継続的に勧誘を行うなど、組織的な対応はしているのか。

（事務局）

総合事務職であれば、任命権者において、合格発表後に早速、合格者を集めた座談会を開催し、若手職員との意見交換等を行うほか、その後も個別面談を実施など、合格者に対して継続的に連絡をとることで引き止めに努めていると聞いている。

## 第6号議案

### 技術系職種（大卒程度・経験者）採用試験（春日程）最終合格者決定の件

任用給与課長が、標記試験の実施状況、合格基準及び合格発表日（6月13日）等を説明した後、同試験の合格者（案）を諮り、審議の結果、原案どおり決定した。

## 第7号議案

### 専決処分をしたものにつき承認を求める件

#### 一職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び職員の子育て支援に関する条例の一部を改正する条例の制定に伴う意見の件一

任用給与課長が、令和7年6月4日付けで委員長が専決処分を行った標記条例について、改正内容等を説明し、審議の結果、原案どおり承認した。

（委員）

育児部分休業でパターンとして追加された「1年につき10日超えない範囲内」は、1年間に10日間勤務しないことができるということか。

（事務局）

条例では、10日間相当の時間数を取得時間の上限としており、10日間勤務しないことも可能であるし、10日間相当の時間数を勤務しないことも可能である。

（委員）

「1日につき2時間を超えない範囲内」は、毎日でも良いのか。

（事務局）

毎日でも良い。

（委員）

介護両立支援制度を利用できる要介護者の範囲は。

（事務局）

配偶者の他に父母、子、配偶者の父母、祖父母、孫、兄弟姉妹等が要介護者に含まれる。

## 報告事項 1

### 措置要求判定取消請求事件について

任用給与課長が、令和 7 年 4 月 23 日付けで提訴のあった措置要求の判定取消請求事件（令和 7 年（行ウ）第 21 号）について、応訴することを説明した。

## 報告事項 2

### 任命権者が行った処分

任用給与課長が、知事、教育委員会及び警察本部長が行った 18 件の懲戒処分の内容及び理由を説明した。

（委員）

教育委員会の交通事故案件が多く、何らかの対策が必要ではないか。その旨を教育委員会に伝えること。

閉 会